

平成 24 年度

法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁



e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

略 語

改正法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第101号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成24年財務省令第25号）
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第105号）
改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成24年財務省令第30号）
改正震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第107号）
改正震災特例法規	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成24年財務省令第32号）
改正沖縄復帰特措令	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成24年政令第108号）
改正沖縄復帰特措省令	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令（平成24年財務省令第33号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
震災特例法	改正法による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	改正震災特例法令による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
震災特例法規	改正震災特例法規による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
復興財源確保法	改正法による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）
沖縄復帰特措令	改正沖縄復帰特措令による改正後の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第151号）
沖縄復帰特措省令	改正沖縄復帰特措省令による改正後の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和47年大蔵省令第42号）
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
復興特区法	東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）
福島復興特措法	福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）
福島復興特措規	福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）
再生エネルギー法	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

（注）この説明書は、平成24年5月8日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

第1編 租税特別措置法等に関する改正

I 国際課税に関する改正	1
1 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（過大支払利子税制）の創設	1
(1) 関連者等に係る支払利子等の損金不算入	1
(2) 超過利子額の損金算入	6
2 その他	8
II 減価償却に関する改正	9
1 一定のエネルギー環境負荷低減推進設備等に対する即時償却制度の導入	9
2 その他	10
III 引当金・準備金制度に関する改正	12
IV 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	13
V 税額の計算に関する改正	13
VI その他の改正	14

第2編 震災特例法に関する改正

I 原子力災害からの復興支援措置－福島県全域に係る措置－	16
復興特区法の課税の特例制度の福島県全域への拡大	16
II 原子力災害からの復興支援措置－避難解除区域に係る措置－	16
1 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設	17
2 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の創設	19
III その他の改正	21
被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入	21

[この説明書の構成について]

- この説明書では、平成24年3月31日に公布された「租税特別措置法等の一部を改正する法律」により改正された法人税関係の法令の概要について説明しています。
- このうち「第1編 租税特別措置法等に関する改正」では、法人税法や租税特別措置法など震災特例法以外の改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。
「第2編 震災特例法に関する改正」では、震災特例法に関する改正事項について、主要な改正項目ごとに区分して説明しています。
- それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を交えています。また、【適用時期】において、措置の適用関係について説明しています。
- 主要な改正項目以外の改正事項については、「その他」又は「その他の改正」として表形式により改正のポイントを説明しています。

第1編 租税特別措置法等に関する改正

I 国際課税に関する改正

1 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（過大支払利子税制）の創設

所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、いわゆる過大支払利子税制が創設されました。

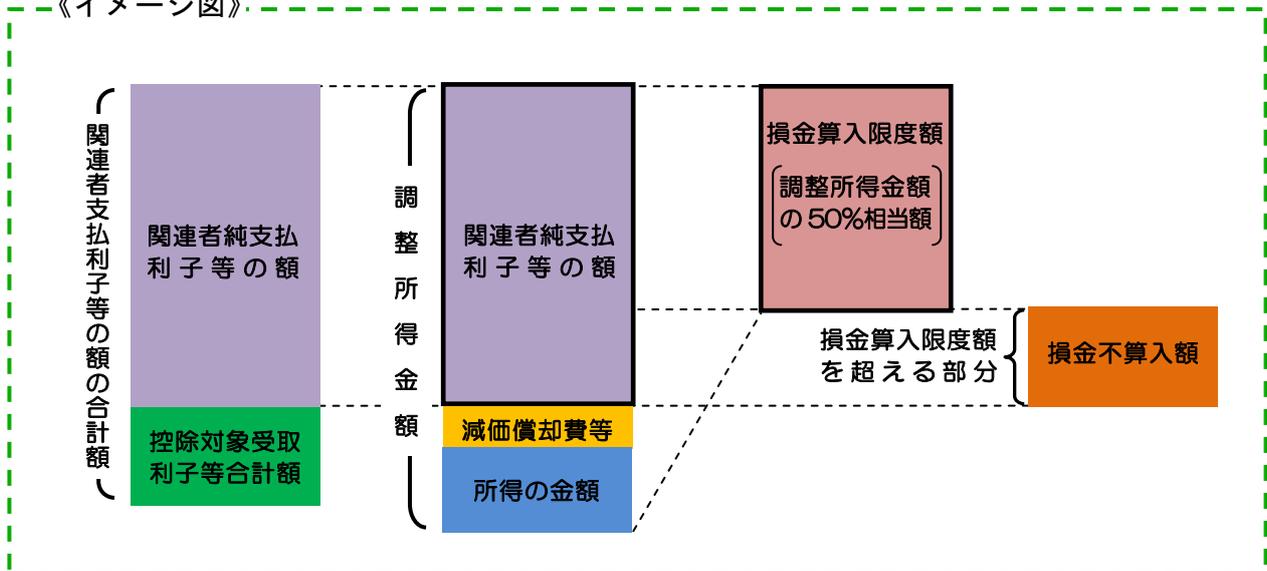
(1) 関連者等に係る支払利子等の損金不算入

〔創設された制度の概要〕

法人の平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度に関連者支払利子等の額がある場合において、その法人の当該事業年度における関連者支払利子等の額の合計額から当該事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額（以下「関連者純支払利子等の額」といいます。）が調整所得金額の 50%相当額を超えるとときは、その超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました（措法 66 の 5 の 2 ①）。

この制度により損金の額に算入されなかった金額については、翌事業年度以後、7 年間繰り越して一定の限度額まで損金の額に算入することができます（措法 66 の 5 の 3 ①、6 ページ参照）。

《イメージ図》



(1) 関連者支払利子等の額

損金不算入額の対象となる関連者支払利子等の額は、その法人の関連者等に対する支払利子等の額で、その関連者等の課税対象所得に含まれないものから、除外対象特定債券現先取引等に係る金額を除いた金額となります（措法 66 の 5 の 2 ②、措令 39 の 13 の 2 ③～⑭）。

（算式）

$$\text{関連者支払利子等の額} = \text{その法人の関連者等に対する支払利子等の額} - \text{除外対象特定債券現先取引等に係る金額}$$

（関連者等の課税対象所得に含まれないものに限る。）

イ 法人の関連者等の範囲

法人の関連者等とは、法人の事業年度終了の時に於いて次に掲げる者に該当するものをいいます。

- ① 法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の 100 分の 50 以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の一定の特殊の関係のあるもの（措法 66 の 5 の 2 ②一、措令 39 の 13 の 2 ⑧⑨）
- ② 個人がその法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の 100 分の 50 以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の一定の特殊の関係のあるもの（措法 66 の 5 の 2 ②一、措令 39 の 13 の 2 ⑩～⑫）
- ③ 上記①又は②に掲げる者（以下「関連者」といいます。）が第三者を通じて法人に対して資金を供与したと認められる場合におけるその第三者など、法人に資金を供与する一定の者及びその資金の供与に関係のある一定の者（措法 66 の 5 の 2 ②二、措令 39 の 13 の 2 ⑬）

ロ 関連者等に対する支払利子等の範囲

法人の関連者等に対する支払利子等とは、法人がその関連者等に対して支払う負債の利子及びこれに準ずるもの（下表①）並びにその他一定の費用又は損失（下表②）をいいます。ただし、法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額は除かれます（措法 66 の 5 の 2 ②）。

区 分	該 当 す る 費 用 等
① 負債の利子に準ずるもの （措令 39 の 13 の 2 ②）	i 支払う手形の割引料 ii リース取引によるリース資産の引渡しを受けたことにより支払うべき対価の額（1,000 万円未満のものを除きます。）に含まれる利息に相当する金額 iii 社債の発行その他の事由による金銭債務に係る収入額がその債務額に満たない場合のその満たない部分の金額（法令 136 の 2 ①） iv i～iii のほか、経済的な性質が支払う利子に準ずるもの
② その他一定の費用又は損失 （措令 39 の 13 の 2 ③）	i 関連者が第三者に対して法人の債務の保証をすることにより、その第三者が法人に対して資金を供与したと認められる場合において、法人が関連者に支払う債務の保証料 ii 関連者から法人に貸し付けられた債券（関連者が法人の債務の保証をすることにより、第三者から法人に貸し付けられた債券を含みます。）が、他の第三者に、担保として提供され、債券現先取引で譲渡され、又は現金担保付債券貸借取引で貸し付けられることにより、他の第三者が法人に対して資金を供与したと認められる場合において、法人が関連者に支払う債券の使用料若しくは債務の保証料又は第三者に支払う債券の使用料 iii 償還有価証券に係る調整差損（法令 139 の 2 ①）

ハ 関連者等の課税対象所得の範囲

関連者等の課税対象所得とは、その関連者等が次のいずれかに該当するかに応じ、それぞれ次に掲げる所得をいいます（所得税又は法人税に関する法令の規定によりこれらを課さない又は租税条約の規定によりこれらを免除することとされる所得を除きます。）。

- ① 居住者…………… 所得税法第 2 条第 1 項第 21 号に規定する各種所得
- ② 非居住者…………… 所得税法第 164 条第 1 項各号に掲げる非居住者のいずれに該当するかに応じ、その該当する非居住者の当該各号に定める国内源泉所得
- ③ 内国法人…………… 各事業年度の所得又は各連結事業年度の連結所得
- ④ 外国法人…………… 法第 141 条各号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、その該当する外国法人の当該各号に定める国内源泉所得

二 除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額

関連者支払利子等の額から除かれることとなる除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額とは、法人がその関連者等との間で行う特定債券現先取引等に係る支払利子等の額で、その関連者等の課税対象所得に含まれないものに、一定の割合を乗じて計算した金額をいいます（措法 66 の 5 の 2 ②、措令 39 の 13 の 2 ⑤～⑦）。

（注） 特定債券現先取引等に係る支払利子等の額とは、現金担保付債券貸借取引で借り入れた債券又は債券現先取引で購入した債券を、現金担保付債券貸借取引で貸し付ける場合又は債券現先取引で譲渡する場

合における、貸付けに係る現金担保付債券貸借取引又は譲渡に係る債券現先取引に係る支払利子等の額をいいます。

この場合の現金担保付債券貸借取引とは、現金を担保として債券の借入れ又は貸付けを行う取引をいい、債券現先取引とは、債券の買戻又は売戻条件付売買取引で一定のものをいいます（措法 66 の 5 ⑤ 八、措令 39 の 13 ㉞）。

(2) 控除対象受取利子等合計額

関連者純支払利子等の額の計算上、関連者支払利子等の額の合計額から控除される控除対象受取利子等合計額は、法人が受ける受取利子等の額について、次の算式により計算した金額となります（措法 66 の 5 の 2 ③、措令 39 の 13 の 2 ⑮⑯）。

(算式)

$$\text{控除対象受取利子等合計額} = \frac{\text{法人が受ける受取利子等(注1)の額 (対応債券現先取引等に係る受取利子等の額(注2)を除く。)} \times \text{関連者支払利子等の額の合計額}}{\text{支払利子等の額(注3)の合計額}}$$

(注) 1 法人が受ける受取利子等とは、その支払を受ける利子及びこれに準ずるものとして次に掲げるものをいいます。ただし、法人との間に連結完全支配関係がある連結法人から受けるものは除かれます（措法 66 の 5 の 2 ③、措令 39 の 13 の 2 ⑮⑯）。

① 支払を受ける手形の割引料

② リース取引によるリース資産の引渡しを行ったことにより受けるべき対価の額に含まれる利息に相当する金額

③ 償還有価証券に係る調整差益（法令 139 の 2 ①）

④ 上記①～③のほか、経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるもの

2 対応債券現先取引等に係る受取利子等の額とは、特定債券現先取引等に係る支払利子等の額に対応する、現金担保付債券貸借取引により借り入れた債券又は債券現先取引により購入した債券に係る受取利子等の額をいいます。

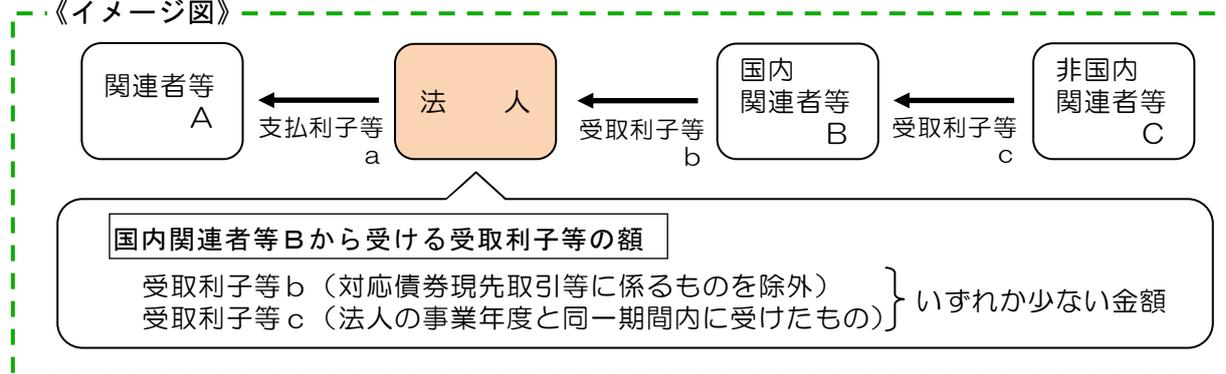
3 支払利子等の額からは、上記(1)の除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額が除かれます。

法人が国内関連者等から受ける受取利子等の額がある場合には、国内関連者等ごとに計算した次の①と②のいずれか少ない金額が、法人がその国内関連者等から受ける受取利子等の額となります（措令 39 の 13 の 2 ⑯）。

① 法人が国内関連者等から受ける受取利子等の額(対応債券現先取引等に係るものを除きます。)

② 法人の事業年度の期間と同一の期間において国内関連者等が非国内関連者等から受けた受取利子等の額

《イメージ図》



(注) 国内関連者等とは、法人の関連者等のうち居住者、内国法人、所得税法第 164 条第 1 項第 1 号に掲げる非居住者又は法第 141 条第 1 号に掲げる外国法人をいい、非国内関連者等とは、当該法人及びその法人に係る他の国内関連者等以外の者をいいます（措令 39 の 13 の 2 ⑯）。

(3) 調整所得金額

損金不算入額の計算の基礎となる調整所得金額は、次の算式により計算した金額となります（措法 66 の 5 の 2 ①、措令 39 の 13 の 2 ①）。

(算式)

$$\text{調整所得金額} = \text{所得の金額} + \text{加算する金額} - \text{控除する金額}$$

所得の金額
青色欠損金の繰越控除など一定の規定(注1)を適用せず、かつ、寄附金の全額を損金の額に算入して計算した所得の金額

加算する金額
関連者純支払利子等の額、減価償却費の損金算入額及び貸倒損失の損金算入額

控除する金額
特定外国子会社等又は特定外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額(注2)

(注) 1 一定の規定とは、措令第39条の13の2第1項において適用しないこととされている規定をいいます。

2 これらの金額の控除は、措法第66条の5の2第8項(下記(6))又は同法第66条の5の3第2項(6ページの「(2) 超過利子額の損金算入」の(2))の規定の適用がある場合の特定外国子会社等又は特定外国法人に係るものに限ります。

(4) 関連者支払利子等の損金不算入額

本制度の損金不算入額は、次の算式により計算した金額となります(措法66の5の2①)。

(算式)

$$\text{損金不算入額} = \left[\begin{array}{l} \text{関連者純支払利子等の額} \\ \text{— 控除対象受取利子等合計額} \end{array} \right] - \left[\text{調整所得金額} \times 50\% \right]$$

(5) 適用除外

本制度は、次のいずれかに該当する場合には適用しないこととされています(措法66の5の2④)。

イ 法人の当該事業年度の関連者純支払利子等の額が1,000万円以下であるとき。

ロ 法人の当該事業年度の関連者支払利子等の額の合計額が、当該事業年度の支払利子等の額(法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額及び法人に係る関連者等に対する支払利子等の額でその関連者等の課税対象所得に含まれるものを除きます。)の合計額の50%相当額以下であるとき。

この適用除外規定の適用を受けるためには、確定申告書等に適用除外の規定の適用がある旨を記載した書面及びその計算に関する明細書を添付し、かつ、その計算に関する書類を保存する必要があります(措法66の5の2⑤⑥)。

(6) 外国子会社合算税制等と本制度との二重課税調整

上記(4)により計算した本制度の損金不算入額のうち調整対象金額があり、かつ、特定子法人に係る合算対象金額(その調整対象金額に係る関連者支払利子等の額が含まれるものに限ります。)がある事業年度(以下(6)において「調整事業年度」といいます。)における本制度の損金不算入額は、次の算式により計算した金額となります(措法66の5の2⑧、措令39の13の2⑱~㉑)。

(注) 特定子法人とは、措法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等又は同法第66条の9の2第1項に規定する特定外国法人をいい、合算対象金額とは、同法第66条の6第1項若しくは第66条の9の2第1項に規定する課税対象金額又は同法第66条の6第4項若しくは第66条の9の2第4項に規定する部分課税対象金額をいいます。

(算式)

$$\text{損金不算入額} = \text{(4)により計算した損金不算入額} - \text{次のうちいずれか少ない金額}$$

① 調整対象金額(注1)
② 特定子法人に係る合算対象金額(注2)

(注) 1 調整対象金額は、次の算式により計算した金額となります（措令 39 の 13 の 2 ⑱）。

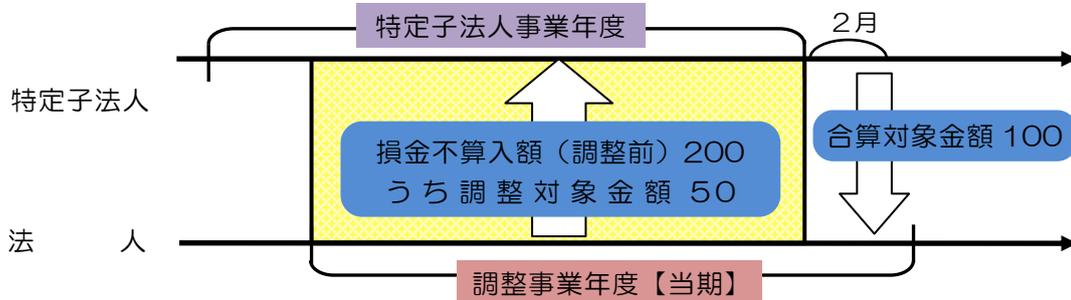
(算式)

$$\text{調整対象金額} = \text{(4)により計算した損金不算入額} \times \frac{\text{特定子法人事業年度の一定期間内に特定子法人に支払われた関連者支払利子等の額(*)}}{\text{調整事業年度における関連者支払利子等の額の合計額}}$$

* 特定子法人事業年度とは、特定子法人の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日が法人の調整事業年度に含まれる場合におけるその特定子法人の事業年度をいい、調整事業年度において特定子法人に支払われた関連者支払利子等の額で、特定子法人事業年度の期間内に支払われたものがこれに該当します。

2 調整対象超過利子額（6 ページの「(2) 超過利子額の損金算入」の(2)参照）がある場合には、特定子法人に係る合算対象金額は、調整対象超過利子額の損金算入額を控除した残額となります（措令 39 の 13 の 2 ㉑）。

《イメージ図》



※ 損金不算入額（調整後）= 200 - 50（調整対象金額 50 < 合算対象金額 100）

(7) その他

イ 過少資本税制との調整

本制度による損金不算入額（上記(6)による調整前の金額をいいます。）が過少資本税制による損金不算入額以下となる場合には、過少資本税制が適用され、本制度の適用はありません（措法 66 の 5 の 2 ⑦、措令 39 の 13 の 2 ⑰）。

(注) この場合には、6 ページの「(2) 超過利子額の損金算入」の適用はありませんから、損金の額に算入されなかった金額を7年間繰り越すことはできません。

ロ その他

外国法人に係る関連者支払利子等の額等の計算、受取配当等の益金不算入制度における負債の利子の計算について、所要の整備が行われています（措法 66 の 5 の 2 ⑨⑩、措令 39 の 13 の 2 ㉒㉓）。

なお、上記(5)の適用除外に該当しない場合であっても、本制度による損金不算入額が生じないときには、確定申告書等にその計算に関する明細書を添付する必要はありません。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 89 の 2）。

〔適用時期〕

- (1) 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 1 五）。
- (2) 連結納税制度については、連結親法人事業年度が平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 1 五、40①）。

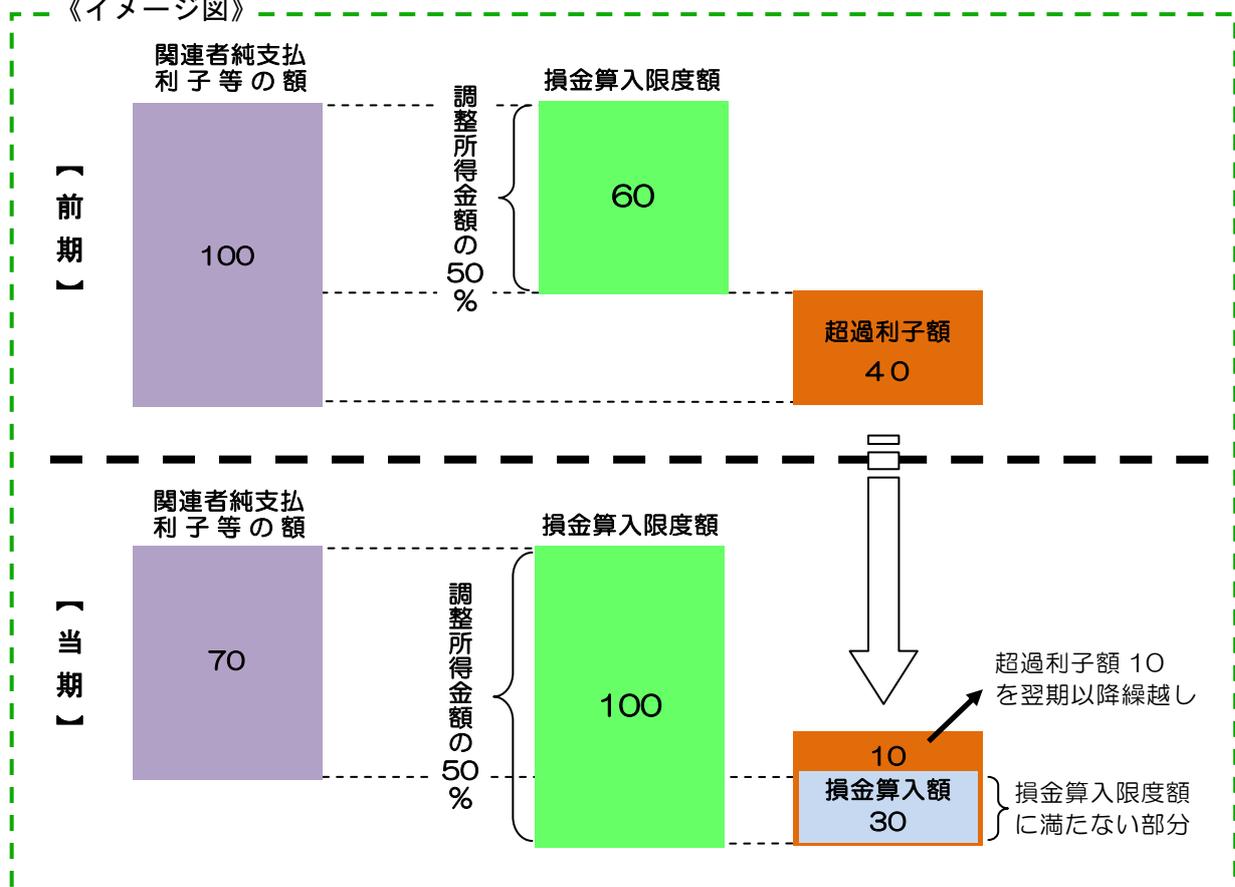
(2) 超過利子額の損金算入

〔創設された制度の概要〕

(1) 関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%相当額に満たない場合の超過利子額の損金算入

関連者等に係る支払利子等の損金不算入規定が設けられたことに伴い、法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において、1ページの「(1) 関連者等に係る支払利子等の損金不算入」により損金の額に算入されなかった金額（この(1)及び下記(2)によりその各事業年度前の事業年度の損金の額に算入されたものを除きます。以下「超過利子額」といいます。）がある場合には、その超過利子額（下記(2)により当該各事業年度の損金の額に算入されるものを除きます。）に相当する金額は、調整所得金額の50%相当額から関連者純支払利子等の額を控除した残額に相当する金額を限度として、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされました（措法66の5の3①）。

《イメージ図》



(2) 外国子会社合算税制等と過大支払利子税制との二重課税調整（特定子法人に係る調整対象超過利子額の損金算入）

特定子法人に係る合算対象金額（調整対象超過利子額（次の算式により計算した金額をいいます。以下同じです。）に係る関連者支払利子等の額が含まれるものに限ります。）がある事業年度（以下(2)において「調整事業年度」といいます。）において、その調整事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度に生じた超過利子額のうち調整対象超過利子額がある場合には、その調整対象超過利子額に相当する金額と特定子法人に係る合算対象金額のいずれか少ない金額を限度として、その調整事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされました（措法66の5の3②、措令39の13の3①～③）。

（注） 特定子法人とは、措法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等又は同法第66条の9の2第1項に規定する特定外国法人をいい、合算対象金額とは、同法第66条の6第1項若しくは第66条の9の

2第1項に規定する課税対象金額又は同法第66条の6第4項若しくは第66条の9の2第4項に規定する部分課税対象金額をいいます。

(算式)

調整対象
超過利子額

=

対象事業年度(注1)
に係る超過利子額

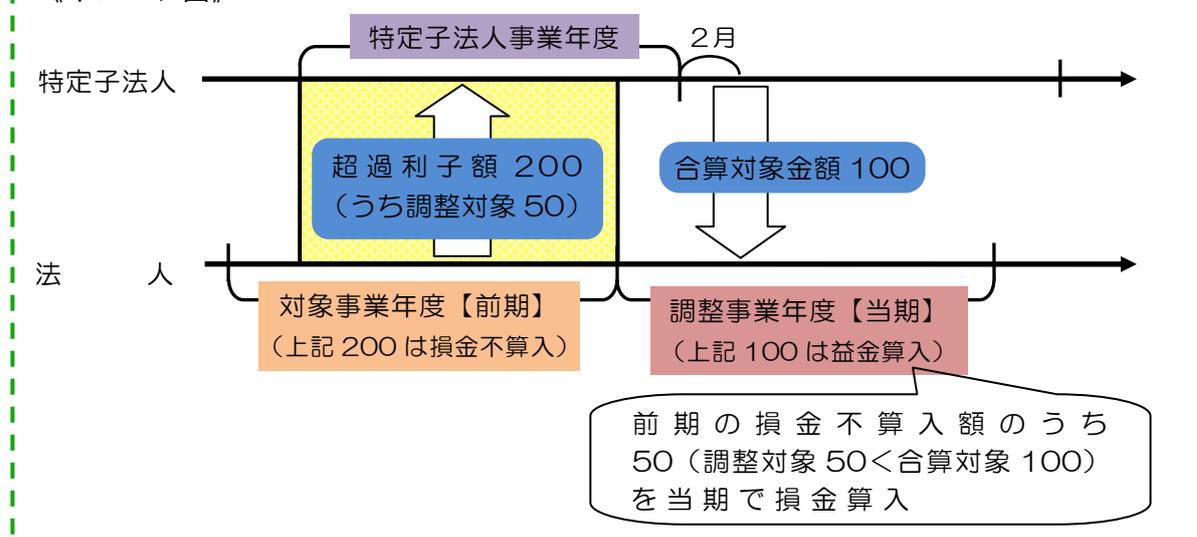
×

特定子法人事業年度の一定の期間
内に特定子法人に対して支払わ
れた関連者支払利子等の額(注2)
対象事業年度に係る
関連者支払利子等の額の合計

(注)1 対象事業年度とは、法人の調整事業年度前の事業年度で特定子法人事業年度の期間内の日を含むものをいいます(措令39の13の3②)。

2 特定子法人事業年度とは、特定子法人の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日が法人の調整事業年度に含まれる場合におけるその特定子法人の事業年度をいい、対象事業年度において特定子法人に支払われた関連者支払利子等の額で、特定子法人事業年度の期間内に支払われたものがこれに該当します。

《イメージ図》



(3) その他

上記のほか、適格合併等による被合併法人等に係る超過利子額の引継ぎ、連結グループから離脱した場合の連結超過利子個別帰属額の引継ぎ、適格合併等に係る被合併法人等が連結法人である場合の超過利子額の計算、外国法人に係る超過利子額の計算、留保金課税の留保金額等の計算、利益積立金額の計算及び受取配当等の益金不算入制度における負債の利子の計算などについて、所要の整備が行われています(措法66の5の3③~⑦⑩⑪、措令39の13の3④~⑧)。

申告に当たっての注意点

《適用要件》

上記(1)又は(2)の制度は、超過利子額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書にその超過利子額に関する明細書の添付があり、かつ、これらの制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、その適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされています(措法66の5の3⑧⑨)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の89の3)。

〔適用時期〕

- (1) 平成 25 年 4 月 1 日から施行されます（改正法附則 1 五）。
- (2) 〔創設された制度の概要〕の(3)の適格合併等による被合併法人等に係る超過利子額の引継ぎに関する規定については、適格合併又は残余財産の確定の日が平成 25 年 4 月 1 日以後の日である場合の合併等事業年度以後の各事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 29、40②）。

2 その他

その他、国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（措法66の5④⑩、68の89④、措令39の13⑩⑪、39の113⑩、改正法附則1五、28、39）	○ 本制度（過少資本税制）により計算した損金不算入額が、上記1「(1) 関連者等に係る支払利子等の損金不算入」により計算した損金不算入額を下回る場合には、本制度は適用しないこととされました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(2) 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（措令39の19⑧、39の119⑧、改正措令附則16、27）	○ 法人が特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度の適用を受けた外国孫会社から外国子会社を経由して受けた剰余金の配当等の額（以下「間接配当等」といいます。）がある場合の間接特定課税対象金額の計算について、間接配当等の金額の計算は直近配当基準日（内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額のうち配当を受けた事業年度終了の日に最も近い日に受けたものの支払に係る基準日）における外国子会社に対する持株割合を用いることとされました。	平24.4.1以後に外国子会社から受ける剰余金の配当等の額について適用され、同日前に外国子会社から受けた剰余金の配当等の額については、従来どおり適用されます。

Ⅱ 減価償却に関する改正

1 一定のエネルギー環境負荷低減推進設備等に対する即時償却制度の導入

〔制度の概要〕

青色申告法人が、平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、その取得等の日から 1 年以内に一定の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の 30%相当額の特別償却ができることとされています（旧措法 42 の 5 ①）。

〔改正の内容〕

平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間（以下「指定期間」といいます。）に、エネルギー環境負荷低減推進設備等のうち次に掲げる発電設備の取得等をした場合の特別償却限度額は、その発電設備の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、その事業の用に供した事業年度において取得価額の全額を償却（即時償却）することができることとされました（措法 42 の 5 ①、措令 27 の 5 ①）。

- ① 太陽光を電気に変換する認定発電設備（再生エネルギー法第 3 条第 2 項に規定する認定発電設備をいいます。以下同じです。）でその出力が 10 キロワット以上であるもの
- ② 風力を電気に変換する認定発電設備でその出力が 1 万キロワット以上であるもの

（算 式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{発電設備の取得価額} - \text{普通償却限度額}$$

申告に当たっての注意点

《適用要件》

上記の発電設備について本制度の適用を受けるためには、確定申告書等にエネルギー環境負荷低減推進設備等に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付する必要があります（措令 27 の 5 ⑩）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 10 ①、措令 39 の 40 ①）。

〔適用時期〕

- (1) 再生エネルギー法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に取得等をするエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用され、同日前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等については、改正前の規定が適用されます（改正法附則 1 十、19 ①、30 ①）。
- (2) 再生エネルギー法附則第 3 条第 1 項により平成 24 年 7 月 1 日前に同法第 6 条第 1 項の認定を受けた法人については、同日に認定を受けたものとみなされ、その認定に係る再生可能エネルギー発電設備は指定期間内に取得した認定発電設備に該当するものとみなされます。この場合には、その認定を受けた法人は、上記(1)の施行の日以後に取得等をする認定発電設備について改正後の規定が適用されます（改正法附則 1 十、19 ②③、30 ②③）。

2 その他

その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等									
<p>(1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(措法42の6①、68の11①、措規20の3①、改正法附則20、31)</p> <p>(措規20の3③、改正措規附則11①)</p> <p>(措令27の6③、39の41①、措規20の3⑤、22の25①、改正措規附則11②、14)</p>	<p>○ 適用対象となる資産に、製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品として次のものが追加されました。</p> <p>イ 測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含みます。)</p> <p>ロ 試験又は測定機器</p> <p>○ 適用対象となるソフトウェアに、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされた、次のものが追加されました。</p> <p>イ サーバー用オペレーティングシステム</p> <p>ロ サーバー用仮想化ソフトウェア</p> <p>ハ データベース管理ソフトウェア</p> <p>ニ 連携ソフトウェア</p> <p>ホ 不正アクセス防御ソフトウェア</p> <p>○ 工具、器具及び備品に係る取得価額基準について、次の改正が行われました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得価額基準</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一台又は一基の取得価額が120万円以上</td> <td>・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機</td> <td>・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機 ・測定工具及び検査工具 ・試験又は測定機器</td> </tr> <tr> <td>上記に準ずるもの(当該事業年度の取得価額の合計額が120万円以上)</td> <td>・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機</td> <td>・電子計算機 ・測定工具及び検査工具(注) ・試験又は測定機器(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 一台又は一基の取得価額が30万円未満であるものを除きます。</p> <p>○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。</p>	取得価額基準	改正前	改正後	一台又は一基の取得価額が120万円以上	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機 ・測定工具及び検査工具 ・試験又は測定機器	上記に準ずるもの(当該事業年度の取得価額の合計額が120万円以上)	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機	・電子計算機 ・測定工具及び検査工具(注) ・試験又は測定機器(注)	<p>平24.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。</p> <p>平24.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
取得価額基準	改正前	改正後									
一台又は一基の取得価額が120万円以上	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機 ・測定工具及び検査工具 ・試験又は測定機器									
上記に準ずるもの(当該事業年度の取得価額の合計額が120万円以上)	・電子計算機 ・インターネットに接続されたデジタル複合機	・電子計算機 ・測定工具及び検査工具(注) ・試験又は測定機器(注)									
<p>(2) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却(旧措法42の10、68の14、旧措令27の10、39の44、旧措規20の5、22の27、改正法附則22、33、改正措令附則12、19、改正措規附則12、15)</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平24.4.1前に承認経営革新計画に係る承認を受けた法人が平25.3.31以前に取得等をする経営革新設備等については、従来どおり適用されます。</p>									
<p>(3) 特定設備等の特別償却(措法43①、68の16①、旧措令28②⑨、39の46②⑨、旧措規20の8、22の30、改正法附則24①、35①、昭48大蔵省告示第69号、平24財務省告示第114号)</p>	<p>○ 公害防止用設備の特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 適用対象設備からPCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備が除外されました。</p> <p>ロ 指定物質等回収設備について、適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平24.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>									
<p>(4) 共同利用施設の特別償却(措法44の3①、68の24①)</p>	<p>○ 適用期限が平成25年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>—</p>									
<p>(5) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45①表二・三、68の27①、措令28</p>	<p>○ 沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 産業高度化地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 適用対象法人が産業高度化・事業革新措置実施計画の</p>	<p>平24.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものにつ</p>									

改正事項	改正の内容	適用時期等														
<p>の9①②⑧～⑩、39の56、改正法附則24②③、35②③)</p>	<p>認定を受けた事業者とされました。</p> <p>(ロ) 対象地域が提出産業高度化・事業革新促進計画において産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区とされました。</p> <p>(ハ) 対象事業及び対象資産について、次の事業及びその事業に係る次の建物が追加されました。</p> <table border="1" data-bbox="544 398 1145 562"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品検査業 計量証明業</td> <td>事務所用又は作業場用の建物</td> </tr> <tr> <td>研究開発支援検査分析業</td> <td>事務所用、作業場用又は研究所用の建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ニ) 対象事業から広告代理業及びディスプレイ業が除外されました。</p> <p>(ホ) 取得価額要件について、機械及び装置並びに器具及び備品については、これらの取得価額の合計額が500万円を超えるものとされました。</p> <p>(ヘ) 一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額の上限が20億円(改正前10億円)に引き上げられました。</p> <p>ロ 自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象地域が国際物流拠点産業集積地域として指定された地区とされました。</p> <p>(ロ) 対象事業及び対象資産について、次の事業及びその事業に係る次の建物が追加されました。</p> <table border="1" data-bbox="544 976 1145 1205"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無店舗小売業</td> <td>事務所用、作業場用又は倉庫用の建物</td> </tr> <tr> <td>機械等修理業</td> <td>作業場用又は倉庫用の建物</td> </tr> <tr> <td>不動産賃貸業</td> <td>倉庫用の建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ) 一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額の上限が20億円(改正前10億円)に引き上げられました。</p> <p>○ 産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域及び沖縄の離島の地域について、本制度の適用期限が平成29年3月31日まで5年延長されました。</p>	対象事業	対象資産	商品検査業 計量証明業	事務所用又は作業場用の建物	研究開発支援検査分析業	事務所用、作業場用又は研究所用の建物	対象事業	対象資産	無店舗小売業	事務所用、作業場用又は倉庫用の建物	機械等修理業	作業場用又は倉庫用の建物	不動産賃貸業	倉庫用の建物	<p>いては従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
対象事業	対象資産															
商品検査業 計量証明業	事務所用又は作業場用の建物															
研究開発支援検査分析業	事務所用、作業場用又は研究所用の建物															
対象事業	対象資産															
無店舗小売業	事務所用、作業場用又は倉庫用の建物															
機械等修理業	作業場用又は倉庫用の建物															
不動産賃貸業	倉庫用の建物															
<p>(6) 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却(旧措法46、68の30、旧措令29、39の59、改正法附則24④⑤、35④⑤)</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平24.4.1前に経営基盤強化計画につき承認を受けた指定中小企業者である法人の有する機械等については、従来どおり適用されます。</p>														
<p>(7) 特定再開発建築物等の割増償却(措法47の2③二、68の35③二、改正法附則24⑥、35⑥)</p>	<p>○ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、対象となる認定計画に同法の規定により公表された都市再生事業に関する事項が記載された整備計画を含めることとされました。</p>	<p>平24.4.1以後に取得等をする特定再開発建築物等について適用されます。</p>														
<p>(8) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5①、68の102の2①)</p>	<p>○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>														

Ⅲ 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 貸倒引当金勘定への繰入限度額(法令96④十四、改正法令附則2)	○ 貸倒引当金制度について、その適用を受けることができる法人の範囲に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が追加されました。	平 24.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 海外投資等損失準備金(措法55①、68の43①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(3) 金属鉱業等鉱害防止準備金(措法55の5①、68の44①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(4) 特定災害防止準備金(措法55の6①、68の46①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(5) 関西国際空港用地整備準備金(措法57の7、68の57、措令33の6の2、39の84の2、改正法附則1二イ、25①、36①) 中部国際空港整備準備金(措法57の7の2、68の57の2)	○ 関西国際空港整備準備金制度は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社が、適用事業年度において、空港用地整備費用の支出に備えるため、一定の金額を関西国際空港用地整備準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、損金の額に算入することができるという制度に改組されました。 なお、この準備金については、基準事業年度(適用事業年度の最後の事業年度をいいます。以下同じです。)後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越されたものがある場合には、その基準事業年度の終了の日における準備金の金額にその各事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して定める期間の月数で除して計算した金額に相当する金額を、益金の額に算入することとされました。 また、中部国際空港に係る措置は引き続き措置することとされました。	平24.7.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。 —
(6) 社会・地域貢献準備金(旧措法57の9、68の58の2、旧措令33の8、39の85の2、改正法附則1十三、25②③、36②③)	○ 本制度は廃止されました。	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第30号)の施行の日を含む事業年度開始の日前に開始した事業年度の所得の金額の計算については、従来どおり適用されます。なお、同法の施行の日を含む事業年度開始の日において有する社会・地域貢献準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされています。

IV 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3④九、68の68④、措令38の4⑱④④、措規21の19②九イ・ロ、平24国土交通省告示第395号)	○ 適用除外の対象となる売渡し請求等に基づくマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、その対象が施行再建マンションの住戸の規模及び構造が一定の基準に適合する場合のそのマンション建替事業の用に供する土地等の譲渡に限定されました。	本制度は、平10.1.1から平25.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4①三、68の75①、旧措令39の5⑥⑩、旧措規22の5①五、③、改正法附則27①、38①)	○ 特別控除の適用対象となる特定の民間住宅地造成事業等のための土地等の譲渡について、その対象から一団の住宅建設に関する事業に係る土地等の譲渡が除外されました。 ○ 一団の宅地造成に関する事業の用に係る土地等の譲渡の適用期限が平成26年12月31日まで3年延長されました。	平24.1.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日以前に行った土地等の譲渡に係る法人税については従来どおり適用されます。 —
(3) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(措法65の7①表九、65の8①、65の9①、68の78①表九、68の79①、68の80①、措令39の7⑧、39の106③、措規22の7②⑤、22の69②⑤、改正法附則27②、38②、改正措令附則15、26、平24国土交通省告示第507号)	○ 長期所有の土地等に係る措置について、適用対象となる買換資産のうち土地等の範囲が特定施設(事務所等の一定の施設をいいます。)の敷地の用に供されるもの(その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含まず。)又は駐車場の用に供されるもの(一定のやむを得ない事情があるものに限り。)で、その面積が300平方メートル以上のものに限定されました。 また、その買換資産のうち貨物鉄道事業用の機関車の範囲から専ら車両の入換えを行うため使用されるものが除外されました。 ○ 長期所有の土地等に係る措置について、適用期限が平成26年12月31日まで3年延長されました。	平24.1.1以後に資産の譲渡をして、同日以後に取得をする資産について適用され、同日前に資産の譲渡をして、同日前に取得をした資産又は同日以後に取得をする資産及び同日前に資産の取得をして、同日以後に譲渡をする資産については従来どおり適用されます。 —
(4) 特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の所得の特別控除(沖縄復帰特措令63の3、63の4、沖縄復帰特措省令11の3、11の4、改正沖縄復帰特措令附則)	○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に規定する特定駐留軍用地内の土地を有する法人が、同法の土地の買取りの協議に基づき、当該土地の買取りの協議を行う地方公共団体等に当該土地の譲渡をしたときは、当該譲渡を収用換地等による譲渡に該当するものとみなして、収用換地等の場合の所得の特別控除の規定を適用することとされました。	平24.4.1から施行されます。

V 税額の計算に関する改正

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(措法42の4⑨、68の9⑨)	○ 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除を選択できる措置の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	○ 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却(10ページ(1)参照)と同様の改正が行われました。	10ページ(1)の適用時期と同じとなります。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法42の6②、68の11②、措令27の6③、39の41①、措規20の3①③⑤⑥、22の25①②、改正法附則20、31、改正措規附則11、14)		
(3) 沖縄の特定地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の9①、68の13①、措令27の9①②④～⑨、39の43②、措規20の4②、22の26②、改正法附則21、32、改正措令附則11、18)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。 <ul style="list-style-type: none"> イ 観光振興地域に係る措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> (イ) 観光振興地域に係る措置について、対象地域が提出観光地形成促進計画において観光地形成促進地域として定められている地区とされました。 (ロ) 対象資産である特定民間観光関連施設について、所要の見直しが行われました。 ロ 情報通信産業振興地域に係る措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> (イ) 情報通信産業振興地域に係る措置について、対象地域が情報通信産業振興地域として指定された地区とされました。 (ロ) 対象事業及び対象資産について、インターネット付随サービス業及びその事業に係る事務所用、作業場用又は研究所用の建物が追加されました。 ハ 産業高度化地域に係る措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> 特定地域における工業用機械等の特別償却(11ページ(5)のイ(イ)から(ホ)までと同様の改正が行われました。 ニ 自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> 特定地域における工業用機械等の特別償却(11ページ(5)のロ(イ)及び(ロ)と同様の改正が行われました。 ○ 適用期限が平成29年3月31日まで5年延長されました。 	平24.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。
(4) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等 を取得した場合の法人税額の特別控除(旧措法42の10、68の14、旧措令27の10、39の44、旧措規20の5、22の27、改正法附則22、33、改正措令附則12、19、改正措規附則12、15)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度は廃止されました。 	平24.4.1前に承認経営革新計画に係る承認を受けた法人が平25.3.31以前に取得等をする経営革新設備等については、従来どおり適用されます。
(5) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (措法42の12①、68の15の2①、措規20の7①、22の29①)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用要件について、適用年度開始の日の前日における雇用者数が零である場合には基準雇用者割合による判定を行わないことが明確化されました。 	—

VI その他の改正

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 再生計画認可の決定に準ずる事実等 (法令24の2②一、改正法令附則3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府関係金融機関の範囲に、株式会社国際協力銀行が追加されました。 	平24.4.1以後に再生計画認可の決定に準ずる事実が生じた場合について適用されます。
(2) 国庫補助金等の範囲 (法令79四、改正法令附則1、4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳制度における国庫補助金等の範囲に、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく新関西国際空港株式会社 	平24.7.1以後に交付を受ける補助金について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
	の補助金が追加されました。	
(3) 適格合併等による欠損金の引継ぎ等(法令112②)(法令112⑤一、⑧)	○ 適格合併等が行われた場合のみなし欠損金額の帰属事業年度について、これを明確化するための所要の整備が行われました。 ○ 特定資産譲渡等損失額に相当する金額の計算の対象外となる帳簿価額が1,000万円未満の資産であるかどうかの判定時期について、最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度の開始の日であることが明確化されました。	— —
(4) 確定給付企業年金等の掛金等の損金算入(法令135三、改正法令附則1)	○ 損金の額に算入される掛金等の範囲から、適格退職年金契約を解除することにより事業主に返還される資産で資産管理機関に移換するものが除かれました。	平24.4.1から施行されます。
(5) 退職年金等積立金に対する法人税の特例(法附則20④、法規附則8、措法68の4)	○ いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約として、平成24年4月1日において退職年金の給付を受けている者又は給付を受ける権利を有している者のみが当該契約に係る信託の受益者等となっていることなど、一定の事実が生じている場合には、引き続き適格退職年金契約として本制度の対象となることとされました。	平11.4.1から平26.3.31までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金に対しては、法人税を課さないこととされています。
(6) 沖縄の認定法人の所得の特別控除(措法60①、68の63①、改正法附則26、37) (措法60①、68の63①、措令36②、39の90②、改正法附則26、37)	○ 所得控除割合が40%(改正前35%)に引き上げられました。 ○ 沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。 イ 対象事業について、いわゆる専ら要件が緩和され、情報通信産業特別地区、国際物流拠点産業集積地域又は金融業務特別地区以外の地域において、特定情報通信事業、特定国際物流拠点事業又は金融業務に係る事業に関連する事業を行うことができることとされました。 ロ 情報通信産業特別地区に係る措置について、対象となる地区が情報通信産業特別地区として指定された地区とされました。 ハ 特別自由貿易地域に係る措置について、対象となる地区が国際物流拠点産業集積地域として指定された地区とされ、対象となる事業が特定国際物流拠点事業とされました。 ○ 適用期限が平成29年3月31日まで5年延長されました。	平24.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 同上 —
(7) 交際費等の損金不算入(措法61の4①、68の66①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(8) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(措法62①、68の67①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(9) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用(措法66の13①、68の98①)	○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	—
(10) 適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例(旧措法68の5、旧措令39の36、旧措規22の21)	○ 本制度は廃止されました。	—
(11) 復興特別法人税における基準法人税額(復興財源確保法44、改正法附則1、67)	○ 基準法人税額の計算について、使途秘匿金課税制度の延長に伴う所要の整備が行われました。	平24.4.1から施行されます。

第2編 震災特例法に関する改正

I 原子力災害からの復興支援措置 —福島県全域に係る措置—

復興特区法の課税の特例制度の福島県全域への拡大

〔改正の内容〕

福島復興特措法第51条及び第52条の規定により、復興特別区域制度における地域要件が緩和され、福島県の全ての地方公共団体が復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができることとなりました。これに伴い、復興特区法の認定復興推進計画に基づき適用を受けることができる次に掲げる制度の適用対象に、福島復興特措法の規定により福島県の地方公共団体が作成した課税の特例を含む認定復興推進計画に基づくものが追加されました。

この場合における次のイの措置のうち復興推進計画の認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた法人が取得等をする機械及び装置については、平成28年3月31日までに取得等をしたものについて普通償却限度額と合わせて取得価額の全額を償却（即時償却）することができることとされました。

- イ 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2①⑤、25の2①⑤）
- ロ 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3①、25の3①）
- ハ 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等（震災特例法17の5①、25の5①）
- ニ 再投資等準備金（震災特例法18の3①、26の3①）
- ホ 再投資設備等の特別償却（震災特例法18の4①、26の4①）

（注）上記イからホまでに掲げる制度の概要については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「東日本大震災に係る震災特例法等（法人税関係）の改正の概要～改訂版～」をご覧ください。

〔適用時期〕

平成24年4月1日から施行されます（改正法附則1十四、福島復興特措法附則1）。

II 原子力災害からの復興支援措置 —避難解除区域に係る措置—

避難解除区域に係る措置として、次ページ以降の制度が創設されました。

なお、避難解除区域とは、原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が福島市の市長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」といいます。）の対象となった区域（警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域として設定された区域）のうちその避難指示が全て解除された区域をいいます（福島復興特措法4四）。

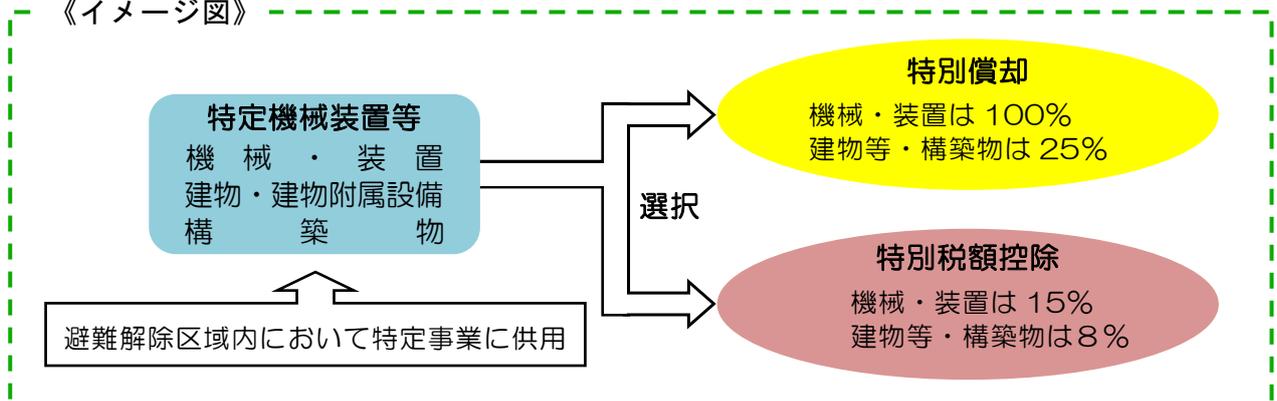
- イ 原子力災害対策特別措置法又は災害対策基本法の規定による警戒区域の設定を行うことの指示
- ロ 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示
- ハ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに類する一定の指示

1 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

福島復興特措法第 18 条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、避難解除区域に係る避難等指示（同法第 4 条第 4 号イからニまでに掲げる指示をいいます。以下同じです。）が解除された日から同日以後 5 年を経過する日までの間に、特定機械装置等の取得等をして、避難解除区域内においてその法人の事業の用（貸付けの用を除き、従業員の居住の用を含みます。以下「特定事業の用」といいます。）に供した場合には、供用年度において特別償却と特別税額控除との選択適用ができることとされました（震災特例法 17 の 2 の 2 ①②、福島復興特措法 18）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、避難等指示の対象となった区域内に平成 23 年 3 月 11 日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた法人です（震災特例法 17 の 2 の 2 ①、福島復興特措法 18、福島復興特措規 3）。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定機械装置等とは、避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後 5 年を経過する日までの間に取得等をされ、その製作又は建設の後取得等をするまでの間に事業の用（居住の用を含みます。）に供されたことのない機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（震災特例法 17 の 2 の 2 ①）。

また、法人が所有権移転外リース取引（法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定機械装置等については、特別償却制度の適用はありません（震災特例法 17 の 2 の 2 ⑤）。

(3) 供用年度

本制度の適用がある供用年度とは、特定機械装置等を避難解除区域内において特定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）をいいます（震災特例法 17 の 2 の 2 ①）。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算することとなりますので、機械及び装置については、普通償却限度額と合わせて取得価額の全額を償却（即時償却）することができます（震災特例法 17 の 2 の 2 ①）。

（算式）

イ 機械及び装置

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} - \text{普通償却限度額}$$

ロ 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times 25\%$$

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 17 の 2 の 2 ②）。

(算式)

イ 機械及び装置

税額控除限度額 = 特定機械装置等の取得価額 × 15%

ロ 建物及びその附属設備並びに構築物

税額控除限度額 = 特定機械装置等の取得価額 × 8%

(注) 上記の算式により計算した金額が、その供用年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

(6) 繰越税額控除限度超過額の控除

法人が、その事業年度開始の前日4年以内に開始した各事業年度における税額控除限度額のうち、この税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（既に前事業年度までに控除した金額を除きます。以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有する場合には、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（震災特例法17の2の2③④）。

申告に当たっての注意点

《特別償却・税額控除共通》

- イ 青色申告法人以外の法人であっても、本制度の適用を受けることができます。
- ロ 本制度は、震災特例法第17条の2（同条に係る第18条の5又は第18条の6を含みます。）、第17条の3、第17条の3の2又は第18条の3の規定の適用を受ける事業年度においては適用することができません。
- ハ 本制度の適用を受ける減価償却資産については、措法又は震災特例法に規定する他の特別償却制度等の適用を受けることはできません（震災特例法18の7、措法53）。

《特別償却》

- ニ 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法17の2の2⑦、17の2⑦）。
- ホ 償却費として損金算入した金額が償却限度額（普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合には、その満たない部分の金額（特別償却不足額）を1年間繰り越すことができます。ただし、特別償却不足額として繰り越すことができる金額の上限は、特別償却限度額となります（震災特例法18の5、措法52の2）。
- ヘ 特別償却限度額以下の金額を損金経理により特別償却準備金として積み立てる方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）によることも認められます（震災特例法18の6、措法52の3）。

《税額控除》

- ト 税額控除の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（震災特例法17の2の2⑦、17の2⑧⑨）。

《繰越税額控除限度超過額の控除》

- チ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法17の2の2⑦、17の2⑩⑪）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法 25 の 2 の 2）。

〔適用時期〕

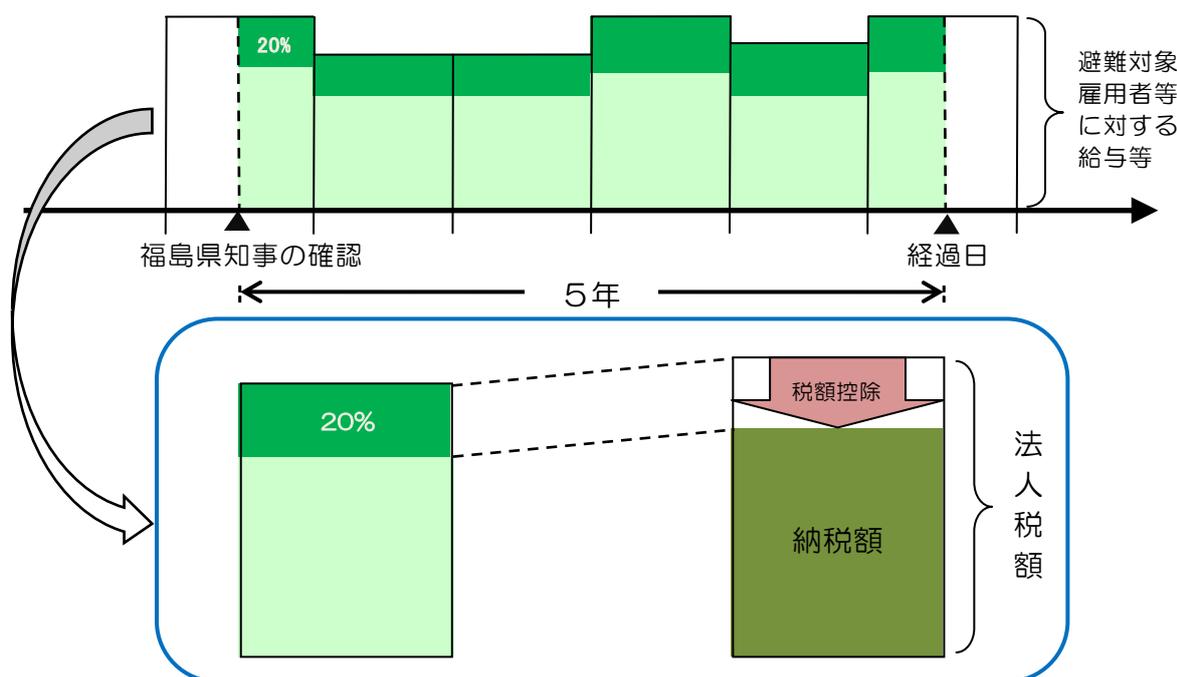
- (1) 避難解除区域に係る避難等指示が解除された日以後に取得等をする特定機械装置等について適用されます（改正法附則 63①、65①）。
- (2) 避難解除区域に係る避難等指示が解除された日が福島復興特措法の施行の日（平成 24 年 3 月 31 日）前である場合には、その施行の日以後 5 年を経過する日までの間に特定機械装置等の取得等をして避難解除区域内において特定事業の用に供したときに本制度が適用されます（改正法附則 63②、65②、福島復興特措法附則 1）。

2 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

福島復興特措法第 19 条の規定により避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後 3 年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた法人が、その確認を受けた日から同日以後 5 年を経過する日までの期間（適用期間）内の日を含む各事業年度（適用年度）の適用期間内において、その避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額の 20% 相当額につき、その適用年度において特別税額控除ができることとされました（震災特例法 17 の 3 の 2 ①、福島復興特措法 19）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、避難等指示の対象となった区域（以下「避難対象区域」といいます。）内に平成 23 年 3 月 11 日においてその事業所が所在していたことについて、避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後 3 年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた法人です（震災特例法 17 の 3 の 2 ①、福島復興特措法 19、福島復興特措規 4）。

(2) 適用期間及び適用年度

本制度の適用期間とは、福島県知事の確認を受けた日から同日以後 5 年を経過する日までの期間をいいます（震災特例法 17 の 3 の 2 ①）。

また、適用年度とは、適用期間内の日を含む各事業年度をいい、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（震災特例法 17 の 3 の 2 ①）。

(3) 避難対象雇用者等

本制度の対象となる避難対象雇用者等とは、次に掲げる者をいいます（震災特例法 17 の 3 の 2 ①、震災特例法令 17 の 3 の 2 ①）。

イ 平成 23 年 3 月 11 日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者

ロ 平成 23 年 3 月 11 日において避難対象区域内に居住していた者

(4) 避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額

避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額は、適用期間内に支給され適用年度の損金の額に算入されるものに限り、その給与等の額のうち他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります（震災特例法 17 の 3 の 2 ①）。

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 17 の 3 の 2 ①）。

（算式）

$$\text{税額控除限度額} = \left[\begin{array}{l} \text{適用期間内に避難対象雇用者等} \\ \text{に対して支給する給与等の額} \end{array} \right] \times 20\%$$

（注）上記の算式により計算した金額が、その適用年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

申告に当たっての注意点

イ 青色申告法人以外の法人であっても、本制度の適用を受けることができます。

ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付し、かつ、給与等の支給を受けた者が避難対象雇用者等に該当することを明らかにする次の書類を保存する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限られます（震災特例法 17 の 3 の 2 ③、17 の 3 ③④、震災特例法規 6 の 3 の 2）。

給与等の支給を受けた者		避難対象雇用者等に該当することを明らかにする書類
平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者	① 平成23年3月11日以前から勤務している者	次に掲げる書類のうち平成23年3月11日以前から勤務していることを証する書類 i 労働基準法第107条第1項に規定する労働者名簿 ii 労働基準法第108条に規定する賃金台帳 iii 上記 i 又は ii に掲げるもののほか、その者が平成23年3月11日以前から勤務していることを明らかにする書類
	② 平成23年3月11日後に新たに勤務することとなった者	その勤務することとなった者から提出された次に掲げる書類 i 平成23年3月11日における労働基準法第22条第1項の使用者の同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書 ii 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成23年3月11日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限ります。） iii 上記 i 又は ii に掲げるもののほか、その者が平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類
③ 平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していた者		次に掲げる書類のうちその者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類 i 住民票の写し（平成23年3月11日後に転出している場合には、消除された住民票の写し） ii 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し

	iii 上記 i 又は ii に掲げるもののほか、その者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類
--	--

(注) 上記の区分(①～③)の複数の区分に該当する場合には、該当する複数の区分に応じた書類のうち、いずれかの書類を保存することにより、この書類保存に係る要件を満たしていることとなります。

ハ 本制度は、震災特例法第17条の2(同条に係る第18条の5又は第18条の6を含みます。)、第17条の2の2(同条に係る第18条の5又は第18条の6を含みます。)、第17条の3、第18条の3又は措法第42条の12の規定の適用を受ける事業年度においては適用することができません。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(震災特例法25の3の2)。

〔適用時期〕

平成24年4月1日から施行されます(改正法附則14、福島復興特措法附則1)。

Ⅲ その他の改正

被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入

〔期限切れ欠損金の損金算入制度の概要〕

再生手続開始の決定があったことその他これに準ずる一定の事実が生じた場合において、その事実が生じた時の債権者から債務の免除を受けるなど一定の場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度(以下「適用年度」といいます。)終了の時に前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額から法第57条第1項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)又は第58条第1項(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)の規定により適用年度の損金の額に算入される欠損金額を控除した金額(いわゆる期限切れ欠損金額)のうち、債務免除益の額など一定の金額に達するまでの金額を損金の額に算入することができることとされています(法59②、法令117、117の2)。

〔創設された制度の概要〕

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次に掲げる法人について、債務処理に関する計画が策定された場合におけるその事実が、法第59条第2項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定の適用を受けることができる一定の事実を追加されました(震災特例法17①、法59②)。

- イ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第22条第1項に規定する買取決定に係る債権の債務者である法人
- ロ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(震災特例法25)。

〔適用時期〕

平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則1、62、64)。